

## 新型コロナウイルス感染対策方針【2021年度第6報】

広島県では、大都市圏における感染拡大が及んでくること、感染者の急激な増加が懸念されることを踏まえ、これまでよりも早い段階で強い対策を実施する「早期集中対策」を令和3年7月31日から開始しました。また、8月20日からは「まん延防止等重点措置」の適用により、重点措置区域を中心として感染の地域的な抑え込みと全県への拡大防止に取り組んでいます。

感染力の強いデルタ株の流行により全国的に感染の拡大に歯止めがかからず、これまでにない感染爆発と言える状況に陥っています。

こうした中、広島県に対して新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、8月27日から緊急事態措置を実施することが決定されました。

こうしたことから、「新型コロナウイルス感染症広島県対策本部」は8月27日（金）から9月12日（日）までの間、集中対策期間と定め、「緊急事態措置の実施に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中的な対策の強化（8月25日決定）」に取り組むこととします。

本校としても、引き続き、感染拡大防止対策を以下の内容で実施しますので、遵守してください。  
なお、本方針は次の新しい方針が出るまでは有効とします。

### **通学や学校内における厳守事項**

#### **【登校前】**

- ① 毎朝体温を測り、体温及び健康状態を記録してください。あわせて過去2週間の行動履歴を必ず記録し、当該記録の提出指示があった場合は速やかに提出してください。  
倦怠感、呼吸困難、発熱等の症状や味覚・嗅覚異常等の明らかに通常時と違う症状がある場合には登校を禁止します。（発熱だけではありません）  
また、上記の症状以外にも風邪症状に似た体調変化があった場合は、速やかに学校に相談の上、指示に従ってください。

\*上記のような新型コロナウイルス感染予防のための欠席の期間は、出席停止として取り扱います。

出席停止 とは	出席すべき日数から除外する。（例：15回の授業予定が2回出席停止となると13回の授業となる。試験の受験資格の計算時の分母が減る。）又は授業の遅れなどが懸念される場合は、遠隔授業、課題授業を自宅で受講し出席とする。実習など遠隔授業、課題授業が困難な場合、後日補講を受講し出席扱いとする。
------------	--

- ② 手を洗う際や急に咳やくしゃみが出る際に使用できるよう、ハンカチを携帯しましょう。

#### **【登校時】**

- ① 常時マスクを着用し、人込みをなるべく避けて登校しましょう。
- ② 電車やバス、エレベーター等の人の往来がある場所での会話は慎んでください。

#### **【スクールバス乗車時】**

- ① 密閉空間を避けるため、窓を開けて運行します。消毒液が必要な場合は申し出てください。
- ② 車内での会話は慎んでください。
- ③ 車内では常時マスクで口と鼻を覆いましょう。
- ④ 咳エチケットを守るとともに、不要な会話は慎みましょう。

#### **【学校到着時】**

- ① 玄関ロビーに設置されているアルコールで手指消毒をしましょう。
- ② エレベーターは使用せず、階段を利用しましょう。

#### **【教室内】**

- ① 休憩時間や授業時は窓や出入口を少し開けたままにしましょう。  
騒音や暑さ寒さが気になる場合は定期的に窓を開けて換気をしましょう。（最低1時間に1回）

- ② 常時マスクを着用しましょう。
- ③ 昼食等の食事をする場合は必ず手を洗いましょう。また、向かい合っての食事や他者との距離が1m以内での食事は禁止します。併せて食事中の会話はしないでください。
- ④ 教室に限らず、学校内にいる時は不必要的会話を慎んでください。

### 【その他】

- ① 手洗い・うがいは徹底してください。
- ② マスクは常時着用してください。
- ③ 多くの人が集まる状況を作らず、3密回避（密閉・密集・密接）に努めてください。
- ④ クラブ活動ならびにサークル活動は自粛してください。
- ⑤ 学生イベントは当面の間、中止してください。
- ⑥ 最低1メートルの社会的距離（ソーシャルディスタンス）をとりましょう。

### 学校外における厳守事項

#### 【県外への移動と接触について】

- ① 海外渡航は原則中止してください。
- ② 県外への移動は、最大限、自粛してください。県外への移動が必要な場合は、あらかじめ学校に相談の上、「県外移動届・県外在住者等の接触情報届」を担任に提出してください。なお、無断での県外への移動が発覚した場合は懲戒処分を行う場合があります。  
あわせて、緊急事態宣言措置又はまん延防止等重点措置区域から来られる方との接触も控えること。接触があった場合は、原則8日間の自宅待機とします。  
やむを得ず緊急事態措置又はまん延防止等重点措置区域へ移動した場合は、原則10日間の自宅待機とします。自宅待機4日後以降にPCR検査を受けてください。

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置区域については、「広島県のホームページの新型コロナウイルス感染症に関する情報」を参照してください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/>

### 【外出の削減】

- ① 日常生活上必要な買い物などを含めて外出機会と時間を合わせて半分に削減すること。特に、20時以降の外出は更に削減すること。なお、通学や医療機関の受診まで制限するものではありません。また、必要があって外出する場合においても、必ずマスクを着用したうえで、混雑している場所や時間を避けるなど、可能な限り人ととの接触を避け、距離を置く（2メートル以上）ことを心がけること。

#### ※外出の削減の対象としない場合の例

医療機関への通院、各種健診の受診、医薬品の購入、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など。

### 【家族以外との会食について】

- ① 同居する家族以外での会食等は控えましょう。

### 【感染予防】

- ① 手洗い・うがいを徹底するとともに、必要に応じて手の消毒等も行いましょう。
- ② マスク等の咳エチケットを徹底するとともに、できるだけ人混みを避けましょう。
- ③ 外出中は、意識して、手で眼、鼻、口等に触れないようにしましょう。（接触感染防止）
- ④ 換気の悪い密閉空間、多くの人の密集する場所、近距離の会話での密接場面（3つの「密」）が重なる3密場面を避けましょう。

- ⑤ 最低 1 メートルの社会的距離（ソーシャルディスタンス）をとりましょう。
- ⑥ 公共交通機関やエレベーター等の人の往来がある場所での会話は慎みましょう。
- ⑦ 参加者同士の濃厚接触の可能性が高い行事や会食、不特定多数の人が集まる不要不急の集まりには出席しないでください。

### 【健康管理】

以下の指針に従い、自身の健康管理を行ってください。なお、該当事項が生じた場合には速やかに学校に連絡をしてください。

- ① 毎朝体温を測り、体温及び健康状態を記録してください。あわせて過去 2 週間の行動履歴を記録してください。  
倦怠感、呼吸困難、発熱等の症状や味覚・嗅覚異常等の明らかに通常時と違う症状がある場合には外出をしないでください。(発熱だけではありません)  
また、上記の症状以外にも風邪症状に似た体調変化があった場合は外出（登校を含む）を見合わせ、学校に速やかに連絡をしてください。
- ② 自身が保健センター等の行政機関から新型コロナウイルス感染者と確定された場合や濃厚接触者と確定された場合はそれ以降の外出を見合わせ、行政機関の指示に従ってください。
- ③ 新型コロナウイルス感染を疑われ、PCR 検査を受けたあるいはこれから受ける近しい人（親族や頻繁に会う友人等）がいる場合は、その旨を速やかに学校に連絡してください。
- ④ 体調が優れない場合は、まずはかかりつけ医に相談するか、相談先に迷ったら「積極ガードダイヤル（広島市居住者：Tel082-241-4566 呉市居住者：Tel0823-22-5858 福山市居住者：Tel084-928-1350 広島市・呉市・福山市以外の市町の居住者：Tel082-513-2567） 全日 24 時間対応」に相談し、学校に状況の報告をしてください。
- ⑤ 症状の有無にかかわらず、次に該当する場合も、「積極ガードダイヤル」に相談し指示を仰ぎ、学校に速やかに連絡してください。
  1. 新型コロナウイルス感染症と確定した者と接触した恐れがある場合。
  2. 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者の気道分泌液、体液、糞便等の汚染物質に触った、それらの処理作業に携わった、あるいは、それらの近くにいた。
  3. 新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者を診察・看護・介護・同居した。

### 出席停止と登校再開の基準

#### 【学生本人が体調不良の場合】

- ① 発熱や風邪症状が出た場合
  - 1) 学校に連絡するとともに、自宅待機とします。
  - 2) 速やかに医療機関を受診し、結果を学校に報告し指示に従ってください。
- ② 感染者又は濃厚接触者となった場合

原則として保健所の指示に従うものとし、その上で、IGL グループ医師連の判定会議にて決議の上で出席停止解除とします。なお、近しい人（親族や頻繁に会う人等）が PCR 検査を受けた、あるいはこれから受ける方がいる場合は、IGL グループ医師連の判定会議をもって出席停止期間を定めます。

#### 【同居家族等が体調不良の場合】

- ① 同居家族等に発熱や風邪様症状が出た場合
  - 1) 学校に連絡するとともに、自宅待機とします。
  - 2) 速やかに医療機関を受診させ、結果を学校に報告し指示に従ってください。
- ② 同居家族等が濃厚接触者又は感染者になった場合
  - 1) 学校に連絡するとともに、自宅待機とします。
  - 2) 同居家族等が、PCR 検査で陰性であった場合には、その結果を学校に連絡し、その指示に従うこと。自宅待機期間については、自宅待機中の健康状態を観た上で、IGL グループ医師連の判定会議にて決議の上で決定します。

以上